



明まきら

尾 島

昭和三三年九月一日生

歴

神奈川県藤沢市生まれ。栄光学園高校、東京大学法学部、コーネル大学ロースクール(LLM)を卒業。 判事補に任官し、東京地裁、甲府家地裁、最高裁総務局、通商産業省通商政策局国際経済課、横浜地裁で勤務。 関法制局参事官、東京高裁判事を経て、東京地裁判事(部総括)、最高裁判事を経て、東京商裁判事を経済、東京高裁判事を経済、東京高裁判事(部総括)、最高裁当市調査官を務める。

昭和六〇年 四月

成

七年 四月

四三二八年年年年

七七一一二月月月月

令和

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 令和五年一月二五日 大法廷判決

令和三年施行の衆議院議員総選挙当時、小選挙区選出議員の
令和三年施行の衆議院議員総選挙当時、外選挙区選出議員の
章和五年二月二四日 第二小法廷判決
自室で出産し、死亡したえい児の死体をタオルに包んで段
ボール箱に入れ、棚の上に置くなどした行為は、刑法一九〇条
の「遺棄」に当たらない(全員一致)。
三 令和五年一〇月一八日 大法廷判決
令和四年施行の参議院議員通常選挙当時、選挙区選出議員の
で和四年施行の参議院議員通常選挙当時、選挙区選出議員の
令和五年一〇月二五日 大法廷判決
令和五年一一月一七日 第二小法廷判決
を利五年一二月一五日 第二小法廷判決
同時の規定は憲法一三条に違反する(多数意見)。

五 令和五年一一月一七日 第二小法廷判決
「一日本日 第二小法廷判決
「一日本日 第二小法廷判決
「本和六年六月二一日 第二小法廷判決
「本和六年六月二一日 第二小法廷判決
「本和六年六月二一日 第二小法廷判決
「本和六年六月二一日 第二小法廷判決
「本和六年六月二一日 第二小法廷判決
「本和六年六月二一日 第二小法廷判決
「国優生保護法中の優生規定は憲法一三条及び一四条に違反し、その立法行為は国家賠償法一条一項の適用上違法である(全員一致・補足意見付加・裁判長)。
「本法行為による損害賠償請求権の除斥期間経過の主張は、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合には、信義則に反しては権利の濫用として許されない(全員一致)。

「本法行為による損害賠償請求権の除斥期間経過の主張は、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合には、信義則に反しては権利の濫用として許されない(全員一致)。

ています。

ています。

でいます。

でいます。

「透明」な手続で「適時」に解決することと思った裁判所が紛争を「透明」な手続で「適時」に解決することと思っい裁判」として司法に期待されるものは、「中立」で「独立」しにもコンセンサスがなく、価値観が対立することもある中で、「良にもコンセンサスがなく、価値観が対立することもある中で、「良ま判官としての心構え